

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

札幌市

2 構造改革特別区域の名称

ビジネスフロンティア育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

札幌市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) ゆたかな自然環境と充実した都市基盤

北海道石狩平野の南西部に位置する札幌市は、冬期間の降雪量が5mを超え、最低気温が氷点下となる日が年間130日余りもあるなど、世界でも屈指の多雪・寒冷の大都市である。一方で市域の60%以上を森林が占めるなど緑ゆたかな自然環境にも恵まれ、こうした自然的特性が札幌市の個性を形作っている。

また、明治2年にはじまる開拓当初から、ゆたかな自然環境との調和を図りつつ計画的な都市づくりを進めてきており、札幌市の都市圏に位置する新千歳空港、苫小牧港、石狩湾振興などの国際的な交通拠点や広域道路ネットワークの拡充が図られるとともに、札幌市においても急激な人口増加とそれに伴う都市化の進展に合わせて基盤整備が積極的に展開された結果、交通基盤をはじめとする各種都市基盤の整備率は非常に高くなっている。

さらに、札幌芸術の森や札幌コンサートホールなどの芸術・文化施設や、札幌ドームなどのスポーツ施設の整備が進められ、平成15年6月には札幌コンベンションセンターがオープンし、大規模な国際会議や展示会が可能となるなど、芸術・文化・スポーツなどを楽しむ環境が整ってきている。

このように札幌市は、世界から多くの人々が訪れ、企業が立地し、さまざまな交流や活動が活発に展開される都市となる要件を備えています。

(2) 経済状況

バブル経済の崩壊以降、我が国の経済は長期にわたり低迷が続いている。この影響を受け、札幌市の経済状況もその改善の度合いは遅々としており、競争の激化もあいまって企業は非常に厳しい状況にさらされている。

札幌市内に所在する企業は、その9割以上が中小企業に分類されるが、中小企業は大企業に比べて利用可能な経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報等）が限られていることから、個々の企業の自助努力のみで現在の経済情勢に対応することは難しい状況にある。

経済基盤の脆弱な中小企業にとっては、優秀な人材の確保・育成や有益な情報の収集は重要な経営課題であり、企業の存続を左右する要素となっている。そのため、公的機関による研修セミナー、経営に係る様々な情報提供、専門家によるアドバイス等の支援策の拡充が求められている。

そんな中、札幌市内の企業数は減少傾向にあるが、開業率は他の政令市に比較して高く、起業に積極的な傾向にあることがうかがえる。ベンチャー企業に役員等を派遣し、ベンチャー企業が軌道に乗るよう支援するためのコンサルティング企業や、大学の研究シーズの事業化を支援するファンドが創設されるなど、ベンチャー企業の設立支援に向けた民間の動きも活発に展開されている。

また、IT企業が集積する「サッポロバレー」の形成は、スピンオフによる連鎖的ベンチャー企業創出の貴重な経験となっており、この過程で優れた起業環境が培われてきている。

さらには、平成15年8月に「さっぽろベンチャー創出特区」が構造改革特区の認定を受け、大学や研究機関の成果を活用したベンチャー企業など新産業の創出を促進する環境が着実に整いつつある。

(3) 教育の状況

教育の観点からすると、国際化や情報化の進展、自由時間の増大など、社会の成熟化に伴い、幅広い年齢層の市民が自己研鑽や社会貢献など様々な目的を持って、学習や活動に取り組んでいる。今後は市民ニーズに対応したより高度で多様な学習機会の提供や、その成果を発揮するための環境づくりが必要となっている。

さらに、札幌圏には、大学など多くの高等教育機関が集積しており、優れた人材を生み出すことで、地域の活気の源泉にもなっている。今後、この恵まれた環境をこれまで以上に活かした魅力ある学校づくりを進め、多様な学習機会を提供することが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

札幌市では、「経済の活性化」を重点課題に位置づけ、札幌の特性を生かした「研究開発機能の強化」及び「企業や人の育成」など、技術や頭脳、人材を重視した産業の育成・振興に努めている。豊富な知識や経験を有する人材

の活用によるアドバイザー制度や、経済環境の変化にも高い適応力を有する実践的な人材の確保及び育成、タイムリーで企業経営に有益な情報の幅広い提供など、きめ細やかな支援を行う体制づくりが必要になっている。

こうした中で、本構造改革特別区域計画は、株式会社による大学を設置することで、これまで以上に実社会との結びつきを強めた形での高度な専門教育を充実させるとともに、地域活性化のキーポイントとなる人材の育成を推進するものである。

株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する予定の大学は専門性ととも幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させることにより、新しいビジネスを立ち上げる人材や法律分野での専門家を輩出することが期待できる。

今回、株式会社による大学が設置を予定している地区は官公庁、北海道大学、研究所、民間企業等が集積した都心地域である。このような地区における新たな形の教育が創出されることにより、高度な専門教育を受けた人材が地元企業に即戦力として就業し、また一方で、現在就業中の者がさらに高度な教育を受け、キャリアアップを図る場としても活用される。さらに、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった役割も期待され、産学官連携の強化及び地域産業の活性化にもつながるものである。

一方、地域経済の分野での活性化と同時に、教育分野においても意義が見いだせる。専門人材育成の実績がある株式会社による大学の高等教育への参入は、高等教育分野における消費者（学生）の選択肢を広げるとともに、高等教育の多様化により既存の大学等との協力・連携の関係が発生する。同時に、一方では競争環境が生まれ、教育環境を活性化することにつながるものである。

このように、本計画の実施は、高度な専門能力を持つ人材の育成と、それを通じた地域産業の活性化、さらに産学官連携をベースとした取組みを通じての地域の活性化、さらには教育市場の活性化にもつながる取組みである。同様のことは他の地域で実施することも可能であり、全国的な構造改革に波及することは十分に期待される。ついては、その先駆者としての役割を札幌市として果たしていくものである。

株式会社による専門教育の大学が設置され、かつその大学が都市の中心部に立地することは、企業人を巻き込んでの様々なプログラムを実施することが可能となるなど多くの付随的な効果を生み、地域の活性化には有効な手法である。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 高等教育の充実

札幌市では新たな教育や研究の必要性に応じた高等教育の場の新增設や、既存の大学の教育体制の充実を促進している。また、サテライト教室の設置やリカレント教育への支援などを通じて地域に開かれた大学づくりの促進を目指している。リカレント教育は再生教育また循環教育と言われるもので、一度社会に出た人が、必要に応じて学校に戻り、学べるように組織された教育システムである。

今回設置を計画している東京リーガルマインド大学はこうした札幌市の高等教育充実の方向性に沿ったものとして位置づけることができる。新たな教育ニーズに対応した実社会で即戦力となるような専門性の高い教育を実施し、さらに地域の企業人に対しても教育の場を提供することで高等教育の更なる充実を図る。

(2) 教育の多様化、教育市場の活性化

少子・高齢化をはじめ国際化、情報化などの変化がもたらした教育ニーズや価値観の多様化は、学校教育はもとより職業教育、生涯教育など教育の多様化をもたらしている。このため本市では特色ある私学教育を振興するとともに、専修学校、各種学校による専門教育の充実を図っている。さらに、学習環境の体系的整備を掲げ、職業教育、生涯教育への対応を進めている。

一方、こうした教育の多様化は大学をはじめとする教育機関や民間教育事業者などとの連携により幅広い学習機会の提供が必要とされる状況を生じさせている。

こうした中、東京リーガルマインド大学の参入は多様化した教育ニーズに対応するものであり、一方で高度なキャリア教育を実践することで、既存の大学等高等教育機関との間に競争環境が発生し、教育内容の向上についての望ましい環境の創出も期待される。

(3) 地域産業を担う人材の育成

株式会社東京リーガルマインドは、主として司法試験をはじめとする各種資格試験受験生を対象とした教育サービスを提供しており、今回開設する大学においてもこれまで蓄積してきたノウハウを活用し、自ら起業する人材、企業活動を支援する即戦力となる人材の育成が期待できる。こうした職業能力の向上を促進するための教育の充実、都心部への立地により可能となる実践的な講座の開設、異業種交流の促進は、企業家精神の育成や新たな事業の創出につながる。

(4) 地域及びわが国全体の経済・産業の活性化

株式会社による大学の開設は、以上のように人材の育成、新規事業の創出、産学連携の強化、さらには雇用の創出、消費の拡大へとつながり、ひいては地域経済・社会の活性化をもたらすものと期待される。こうした動きは全国に広がることは、地域から広がり、わが国全体の経済・社会の活性化する手法としても有効なものと期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 札幌を支え、発信する人づくりの実現

国際化や情報化の進展、自由時間の増大など、社会の成熟化に伴い、幅広い年齢層の市民が自己研鑽や社会貢献など様々な目的を持って、学習や活動に取り組んでいる。今後は、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民のニーズに対応したより高度で多様な学習機会の提供や、その成果を発揮するための環境づくりが必要である。

札幌圏には、大学など多くの高等教育機関が集積しており、優れた人材を生み出すことで、地域の活気の源泉にもなっている。今後、この恵まれた環境をこれまで以上に生かしていくために、大学などが自らの特色を生かした魅力ある学校づくりを進め、多様な学習機会を提供することが求められている。

また、環境問題や環境保全活動に対する理解や取り組みを進めるための環境教育や、司法制度改革における裁判員制度の導入等を視野に入れた司法教育など、市民とともに取り組むべき課題に関する新たな学習機会を提供することも要求されている。

高等教育機関は、高度で専門的な教育を行うための人材や施設を有しており、今後、社会人のリカレント教育などにその人材や施設を生かし、地域貢献を進めるとともに、大学間などのネットワークづくりに取り組むことが求められている。

このように、教育、人づくりという観点において、高度な専門教育を実施するとともに、学生はもとより、企業人、社会人も広く対象として市民の多様なニーズに対応していくこと、しかも株式会社であるがゆえに社会の変化に対して柔軟かつ機動的に市民ニーズに対応していくことが可能となる本大学の設置は、これまでの教育市場に新風を吹き込むとともに、札幌を支える人材の輩出機関として大いに期待されるものである。

これまで株式会社東京リーガルマインドを経て各種試験に合格した者の

数は、約 23,000 人でそのうち約 60%にあたる約 13,800 人が起業しているが、今回設置を予定している大学では、その起業率が向上するものと予想される。また、近年の札幌市内の企業動向として、開業率は他の政令市に比較して高く、起業に積極的な傾向があることが窺える。このため毎年 130 人の卒業生のうち 80%にあたる 104 人が起業すると見込まれる。

(2) 元気な経済を生み出す

札幌の街全体を元気にするため、札幌経済を支える中小企業や新しい事業を起こそうと挑戦する市民、NPO に対する支援が必要となっている。資金面での支援の充実を図ると同時に人材育成、情報提供などの分野での支援も併せて必要とされている。

また、新製品の開発や新たな分野への進出などに挑戦する中小企業や、事業を起こそうとする市民やNPOが十分な資金と制度面での支援を活用できるよう、起業新分野進出関連した施策が今後重要になってくる。起業を目指す市民を対象としたセミナーや交流会、事業計画の立案や資金計画の策定についての相談業務等の実施が想定されてくる。

これら多様な事業に対し、本特区計画により設置される大学から輩出される人材、あるいは社会人の在学学生、さらには本大学の教授陣が大いに貢献することが期待される。また同時に、この株式会社の設置する大学を含めた大学間のネットワーク、産業界と密接につながるという意味においてはこの大学の設置により新たに発生してくるであろう産学のネットワークが札幌市の経済を元気にする起爆剤となることが期待される。

8 特定事業の名称

- ・ 学校設置会社による学校設置事業 (816)
- ・ 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業 (801-1, 821)
- ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 (828)
- ・ 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業 (829)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

市立大学の設置

札幌市では、平成 18 年 4 月の開学を目指してデザイン系学部と看護系学部とからなる市立大学を設置する予定である。

市立大学の設置は、その高度な教育・研究機能を生かすことで、地域に

おける産業振興や保健・医療の充実、芸術・文化の向上など、地域貢献に積極的に取り組むことになる。

さらに、札幌圏の大学間のネットワークづくりを進め、各大学の持つ多様な教育・研究機能をまちづくりに活用する。

また、高等教育機関と行政が連携し、「さっぽろ市民カレッジ」などの講座事業の充実を図り、リカレント教育を推進する。

以上が市立大学の特徴であるが、今回申請する株式会社大学とは基本的に対象とする科目が異なるため、相互に補完しあって札幌市の高等教育の充実に寄与していくことになる。また、大学間ネットワークづくりを進めていく上でも市立大学、株式会社大学の双方にとって有効な存在として機能していくことが期待される。

構造改革特別区域計画

- 1 特定事業の名称
学校設置会社による学校設置事業（816）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反 町 勝 夫
住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
＜事業関与主体＞
株式会社 東京リーガルマインド
＜事業が行われる区域＞
札幌市の全域
＜事業の開始時期＞
平成17年4月～
＜事業により実現される行為＞
株式会社東京リーガルマインド株式会社を大学の設置主体として認める。
- 5 当該規制の特例措置の内容
株式会社東京リーガルマインドは、札幌市において長年高度な職業専門教育を行ってきたが、さらにそうした実績を活かして大学を設置することは、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材、企業活動を支援する即戦力となる人材の育成、さらに産業界との交流の促進等を通じて、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに応えていくものとなる。
これまで、同社は司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することが期待できる。同社は、株式会社であることを生かし、専門実務を意識した高度な職業教育の実績があり、大学教育の内容を提供できると考えられる。

一方、札幌市では新たな教育や研究の必要性に応じた高等教育の場の新增設や、既存の大学の教育体制の充実を促進している。また、サテライト教室の設置やリカレント教育への支援などを通じて地域に開かれた大学づくりの促進を目指している。リカレント教育は、一度社会に出た人が、必要に応じて学校に戻り、学べるように組織された教育システムである。

今回設置を計画している東京リーガルマインド大学はこうした札幌市の高等教育充実の方向性に沿ったものとして位置づけることができる。新たな教育ニーズに対応した実社会で即戦力となるような専門性の高い教育を機動的に実施し、さらに地域の企業人に対しても教育の場を提供することで高等教育の更なる充実が図られる。

また、これまで、法人税等を納めつつ大学同様の教育を、助成金等を受けずに行ってきたのであり、経営基盤に問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。万一、経営支障が生じた場合においても、具体的セーフティーネット（安全対策）の案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

なお、東京リーガルマインド株式会社は、東京都に大学本部を置くほか、都内千代田区、大阪市においては既に本年4月から株式会社による大学が文部科学省による大学設置認可を受け開校している。また新宿区、松山市などについては構造改革特区の認定を受け、開校に向けた準備を進めていることから、本市としてもこれら先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行なうものとする。

また、同社が大学を設置するにあたっては、札幌市としても経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合に備え、札幌市内部の体制を定め、学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

構造改革特別区域計画

- 1 特定事業の名称
校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（801-1、821）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反 町 勝 夫
住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
＜事業関与主体＞
株式会社 東京リーガルマインド
＜事業が行われる区域＞
札幌市の全域
＜事業の開始時期＞
平成17年4月～
＜事業により実現される行為＞
株式会社東京リーガルマインドが札幌市内において大学を設置する際に、校地・校舎の自己所有を要しないこととする。
- 5 当該規制の特例措置の内容
本件特例を受けようとする東京リーガルマインドは、札幌市の中心市街地において校地・校舎の借用によりこれまで高度な職業専門教育を実践してきた。今後も同社が大学を設置するにあたっては中心市街地において事業を展開することが不可欠であるが、当該地域において校地・校舎を自己所有することは困難であると認められる。
(1) 教育上の特段のニーズについて
本計画を実施する地域は大学、民間企業等が集積している都心部である。この地域はキャリアアップ志向が強い人々が多いことから、専門・高度な職業能力を身につけたいというニーズは特に高い。また、優れた教員、学生が集まり、地域

の産業界とも密接な交流を図るため、さらに設置地域から地理的に近い地域の職業人に就業時間後でも通える専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げるため、またさらに、集積する大学・研究機関の研究者や異業種の実務家との交流が生じることの期待、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の確保など、中心市街地に大学を設置することが不可欠であると同時に、そこから発生する効果は非常に大きいものになることが想定される。

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由について

本計画の事業主体は株式会社である。株式会社は学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入し、市場原理に基づいて事業を行っている。一方、学校を設置する中心市街地は、企業等が集積し地価の高い商業地域である。

このような地域では市場原理に基づいて、事業者はオフィスビルのテナントを賃借するという形で借り受けて事業を営むのが通常である。これまで同社はビルオーナーの間では賃貸に関するトラブルは一切生じておらず、今後同社がビルの使用を継続するにあたって、ビルオーナー側から賃貸契約の更新拒絶や解約を申し入れるべき借地借家法上の「正当の事由」は何ら存在しない。

さらに、市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。このような地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師陣や教育内容の充実に充てる方が有益である。

以上により、本計画を実施するにあたって、各事業者に自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認める。

構造改革特別区域計画

- 1 特定事業の名称
運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町勝夫
住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
＜事業関与主体＞
株式会社 東京リーガルマインド
＜事業が行われる区域＞
札幌市の全域
＜事業の開始時期＞
平成17年4月～
＜事業により実現される行為＞
株式会社東京リーガルマインドが、札幌市内において、運動場に係る要件の弾力化により大学を設置すること。
- 5 当該規制の特例措置の内容
本件特例を受けようとする東京リーガルマインドは、札幌市の中心市街地において校地・校舎の借用によりこれまで高度な職業専門教育を実践してきた。今後も同社が大学を設置するにあたっては中心市街地において事業を展開することが不可欠である。
この地域は官公庁、北海道大学、研究所、民間企業等が集積した都心地域であり、キャリアアップ志向が強い人々が多いことから、専門・高度な職業能力を身につけたいというニーズは特に高い。したがって、高度な専門教育を受けた人材が地元企業に即戦力として就業し、また一方で、現在就業中の者がさらに高度な教育を受け、キャリアアップを図る場としても活用が可能となる。また、地元企業や地域産業界との交流を通じた産学官連携の強化、さらには地域産業の活性化にもつながることから都心地域への設置が必要であるとともに、この大学の機能を十分に発揮するための条件でもある。
そこで、中心市街地に設置した場合、以下の理由により、当該地域に運動場を確保することは困難であると認められる。

本計画を実施する地域は、土地建物が集積し地価が非常に高い札幌駅近辺の中心市街地である。しかし、このような地域において、運動場として利用できるだけの面積の用地を確保することは非常に困難であり、かつ非常に高額な運営経費が必要となる。

また、同大学は高度な専門職業教育を行う機関であり、こうした職業教育を受けるために入学してきた学生が運動場を利用するカリキュラムを求めるニーズは小さいと想定される。

本計画の事業主体である株式会社は、学校法人と異なり、補助金を受け取らないうえ、法人税・地方税・固定資産税を納入しながら、市場原理に基づいて事業を行うものである。そのため、消費者である学生のニーズを適格に反映したサービスを合理的なコストで提供していくことが要求されると同時に、そうした学生のニーズを的確に反映させることが株式会社による事業運営の長所でもある。

したがって、このような株式会社大学に、学生のニーズが明確ではない運動場の設置を要求することは、経営的に過大な負担とリスクを負わせるだけに留まる可能性も高く、学生のニーズがはっきりするまでは、むしろ、運動場用地を所有又は賃貸する経費を、教師陣や教育内容の充実にあてる方が、地域のニーズに合致し有益であると考えられる。

さらに、同大学は高度な専門職業教育を行うことが建学の理念であり、運動場を使用するカリキュラムは組まれていないため、運動場を設置しなくても、大学の教育・研究に支障は生じないものと認められる。

ただし、他方でサークル活動等運動を希望する学生も想定されるほか、大学は高度な研究教育を行うことに加え、知的、道徳的、応用的能力を展開させることを目的としていることに鑑み、学生が必要とする運動を行うことができるような環境整備も必要である。

このため、大学の目的に沿ったものとなるよう、事業者は在学生のニーズに沿って学外運動施設と提携することなど、代替措置を講ずることを予定しており、運動場を設けることと同様と認められる措置を講じることで、運動を行いたい学生に不利益が生じないように配慮することとしている。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に運動場の設置を求めることは困難である特別の理由が認められ、運動場の設置を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと判断される。

上述のことから、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

札幌市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、札幌市内において大学の運営を行うことができるものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本件特例を受けようとする東京リーガルマインドは、札幌市の中心市街地において校地・校舎の借用によりこれまで高度な職業専門教育を実践してきた。今後も同社が大学を設置するにあたっては中心市街地において事業を展開することが不可欠である。

この地域は官公庁、北海道大学、研究所、民間企業等が集積した都心地域であり、キャリアアップ志向が強い人々が多いことから、専門・高度な職業能力を身につけたいというニーズは特に高い。したがって、高度な専門教育を受けた人材が地元企業に即戦力として就業し、また一方で、現在就業中の者がさらに高度な教育を受け、キャリアアップを図る場としても活用が可能となる。また、地元企業や地域産業界との交流を通じた産学官連携の強化、さらには地域産業の活性化にもつながることから都心地域への設置が必要であるとともに、この大学の機能を十分に発揮するための条件でもある。

しかし、一方で中心市街地は、土地建物の集積が非常に高いターミナル駅近辺であり、このような地域において、大学の運営を行うため、大学設置基準第34条に定められて

いる「学生の休息・その他に利用するのに適当な空地」のようなスペースを校舎とは別に確保するのは非常に困難な状況にある。

校舎内においてそのような環境が確保されていれば、それとは別に空地が確保されていなくても、学生にとって、休息、その他に利用する環境が整うと考えられる。具体的には、本特例措置を適用しても、当該大学は、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用や、別紙 の運動場と同様、学外施設との提携等を行うとしており、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有するので、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。